

平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 東 洋 合 成 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 村 正 輝
(J A S D A Q コード番号 4970)
問 い 合 せ 先 常 務 取 締 役 経 営 企 画 部 長 木 村 有 仁
電 話 番 号 0 4 7 - 3 2 7 - 8 0 8 0 (代 表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 59 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条（目的）に所要の変更を行うものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、以下のとおり現行定款を変更するものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、当社は同法の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款上不要となりました、現行定款第 7 条（株券の発行）、第 9 条（単元未満株券の不発行）、第 12 条第 3 項の実質株主名簿及び第 13 条の実質株主に係る規定を削除するものであります。
 - ② 株券電子化に対応するための株式取扱規定の改正により、株主権の行使の手續に関する事項が株式取扱規定に定められていることを明確にするため、現行定款第 11 条（株式取扱規定）に所要の変更を行うものであります。
 - ③ 平成 22 年 1 月 6 日をもって失効する現行定款第 12 条第 3 項の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
 - ④ 上記の各変更案に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 6 月 23 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 23 日

以 上

(下線部分は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (4) <記載省略> (5) <u>酵素の固定並びに細胞の培養</u>するための感光性樹脂の研究開発、製造並びに販売。 (6) ～ (10) <記載省略></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ～ (4) <現行どおり> (5) <u>酵素蛋白、細胞を特定形状化</u>するための感光性樹脂の研究開発、<u>応用品の製造</u>並びに販売。 (6) ～ (10) <現行どおり></p>
第3条～第6条 <記載省略>	第3条～第6条 <現行どおり>
<p>(株券の発行) 第7条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p>	<削除>
<p>(単元株式数) 第8条 <記載省略></p>	<p>(単元株式数) 第7条 <条数を繰り上げ></p>
<p>(単元未満株券の不発行) 第9条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式</u> (以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</p>	<削除>
<p>(自己の株式の取得) 第10条 <記載省略></p>	<p>(自己の株式の取得) 第8条 <条数を繰り上げ></p>
<p>(株式取扱規定) 第11条 当社の<u>発行する株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り、その他株式に関する</u>手続きおよびその手数料については、取締役会において定める株式取扱規定による。</p>	<p>(株式取扱規定) 第9条 当社の株式に関する手続きおよびその手数料については、取締役会において定める株式取扱規定による。</p>
<p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、<u>株式につき株主名簿管理人を置く。</u> 2. 当社の株主名簿管理人および<u>その事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 当社の株主名簿管理人および<u>株主名簿管理人事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって選定する。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>(基準日) 第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. <記載省略></p>	<p>(基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. <現行どおり></p>

現行定款	変更案
第14条～第50条（記載省略）	第12条～第48条（条数を繰り上げ）
〈新設〉	<p data-bbox="796 237 1485 271"><u>附則</u></p> <p data-bbox="796 271 1485 416">第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p data-bbox="796 416 1485 510">第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u></p>

以上